② 総合支援資金の貸付対象となる世帯

このような世帯が対象です

- 低所得世帯（収入基準あり）または、住居確保給付金申請者であること
- 失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計相談支援等）と生活費及び一時的な資金を必要としていること
- 貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であること
- 以下の全てにあてはまること
 - □ 借入申込者の本人確認が可能であること
 - □ 現に住居を有していること又は「住居確保給付金」の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
 - □ 実施主体が貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、返済（償還）を見込めること
 - □ 失業等給付、職業訓練受講給付金のうち職業訓練受講手当、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を現に受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- 原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、実施主体及び関係機関からの貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること

「貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯」の要件

- 借入申込者自らの就労収入によって６か月以上生計維持していた世帯で、その仕事を離職または減収となってから２年以内であること（「就労収入によって６か月以上生計維持」とは、同一の仕事を６か月以上継続し生計維持してきたこと）
- 住居確保給付金の支給要件を満たす場合、住居確保給付金を利用すること
- 借入申込者が健康で常用就職が可能であり、就職活動を中心とした生活を送ることができること
 ※職業訓練を受講する場合は貸付できません
- 借入申込者が申請時に65歳未満であること（最終償還期限到来時の年齢は70歳以下）
 借入申込者が60歳以上の方の場合、次のいずれの条件にも該当すること
 ① 最近まで（１年以内）就労していたこと
 ② 就労能力及び常用就職の意欲があること
 ※生活支援費の初回貸付は３か月以内になります
- 借入申込者が自営業または会社等経営者の場合は本人が当該事業の経営を継続していないこと
- 世帯に多額の負債がある場合は弁護士等の専門家に相談・アドバイスをもらい、更なる貸付の可否を検討します。債務整理中で任意整理となるか自己破産となるか未確定の状態の場合、貸付はできません。

※下記の世帯はご利用いただけません

- 生活保護世帯　● 生活状況が確認できない世帯　● 今後、自営業を始める世帯
- 債務整理の予定がある方及び債務整理中の方がいる世帯
- 離職者支援資金又は総合支援資金を12か月借入れ、完済していない世帯
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員が属する世帯